

厚別融雪槽清掃業務仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市の雪対策事業の一環として使用する厚別融雪槽の運転終了に伴う槽内清掃業務及び、融雪作業に伴い発生した土砂様物（以下、単に「土砂」という。）の収集運搬業務、及びその他の産業廃棄物の収集分別業務を行うものである。

2 業務場所

札幌市厚別区厚別町山本 1073 番地 21

札幌市下水道河川局事業推進部厚別融雪槽

3 業務内容

（１）排水業務

委託者の指示のもと、槽内の汚水を汚泥引き抜きポンプで排水。

（２）土砂積込引上げ業務

かき出し機械の池槽内への搬入、搬出及び土砂・沈でん物等のかき集め、引き上げ。

池槽内への搬入出口：約 3500×2800[mm]

池槽開口部：約 5000×3500[mm]

（３）土砂人力かき出し業務

（２）で行う機械かき出しのできない部分の人力による掻き出し及び積込。

（４）土砂積込運搬業務

引き上げられた土砂及びホッパーに貯留されている土砂を運搬車両に積込み、手稲沈砂洗浄センター（札幌市手稲区手稲山口 271 番地 5）に運搬。

（５）池槽清掃

汚水調整池としての運転へと切り換わる前に池槽内の水洗浄。

（６）その他の産業廃棄物の分別業務

上記（３）以外の融雪槽運転管理業務でかき揚げられた浮遊物等及びその他の産業廃棄物（廃プラスチック類、廃油（アスファルトくず）、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）を分別し、厚別融雪槽内の委託者が指定する場所に運搬すること。

4 業務量

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| （１）予定土砂人力かき出し量 | 3 4 t（土砂積込運搬量の 20%とする） |
| （２）予定土砂積込運搬量 | 1 7 0 t（6 日） |
| （３）池槽内清掃面積 | 4, 7 0 0 m ² |
| （４）その他の予定分別産業廃棄物量 | 4, 0 0 0 kg（各 8 0 0 k g） |

5 提出書類

(1) 業務履行前までに

①業務代理人指定通知書	1 部	□	2 枚割印
②業務代理人経歴書	1 部		(労基署印は不要)

所定の様式があるので業務主任と打合せること。

(2) 完了時

①完了届	1 部
②業務委託内訳書	1 部
③各種報告書等	1 部
④業務写真	1 部

様式は業務主任と打合せること。

(3) 随時

- ①業務日報
- ②産業廃棄物法定マニフェスト A 票・B 2 票・D 票・E 票
(沈砂洗浄センターへの運搬分)
- ③その他業務主任の指示による書類

様式は業務主任と打合せること。

6 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。

また、その内容を変更した時も同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は委託者から業務の履行に関する改善措置等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、その経歴を添えて書面をもって受託者に通知しなければならない。その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に次の事項について積極的に取り組まなければならない。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量化及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

- (6) 環境汚染につながる緊急事態へ備えること。
- (7) 業務に関わる従業員に対し、以上の内容について自覚を持つ研修を行うこと。

8 契約金額の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 契約金額の支払いは一括払いとし、業務完了後に検査を実施し合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

9 留意事項

- (1) 本仕様書において疑義が生じた場合には、業務主任と速やかに協議すること。
- (2) 故障、事故が発生した場合には、応急処置、緊急対応を行い、速やかに状況を業務主任に報告すること。
- (3) 池槽内作業については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、作業前に測定した酸素・硫化水素・可燃性ガスの濃度等を記録し保存すること。
- (4) 土砂運搬にあたっては、悪臭の発生防止及び運搬物の漏出・飛散防止に努め、産業廃棄物管理票制度に従うなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。